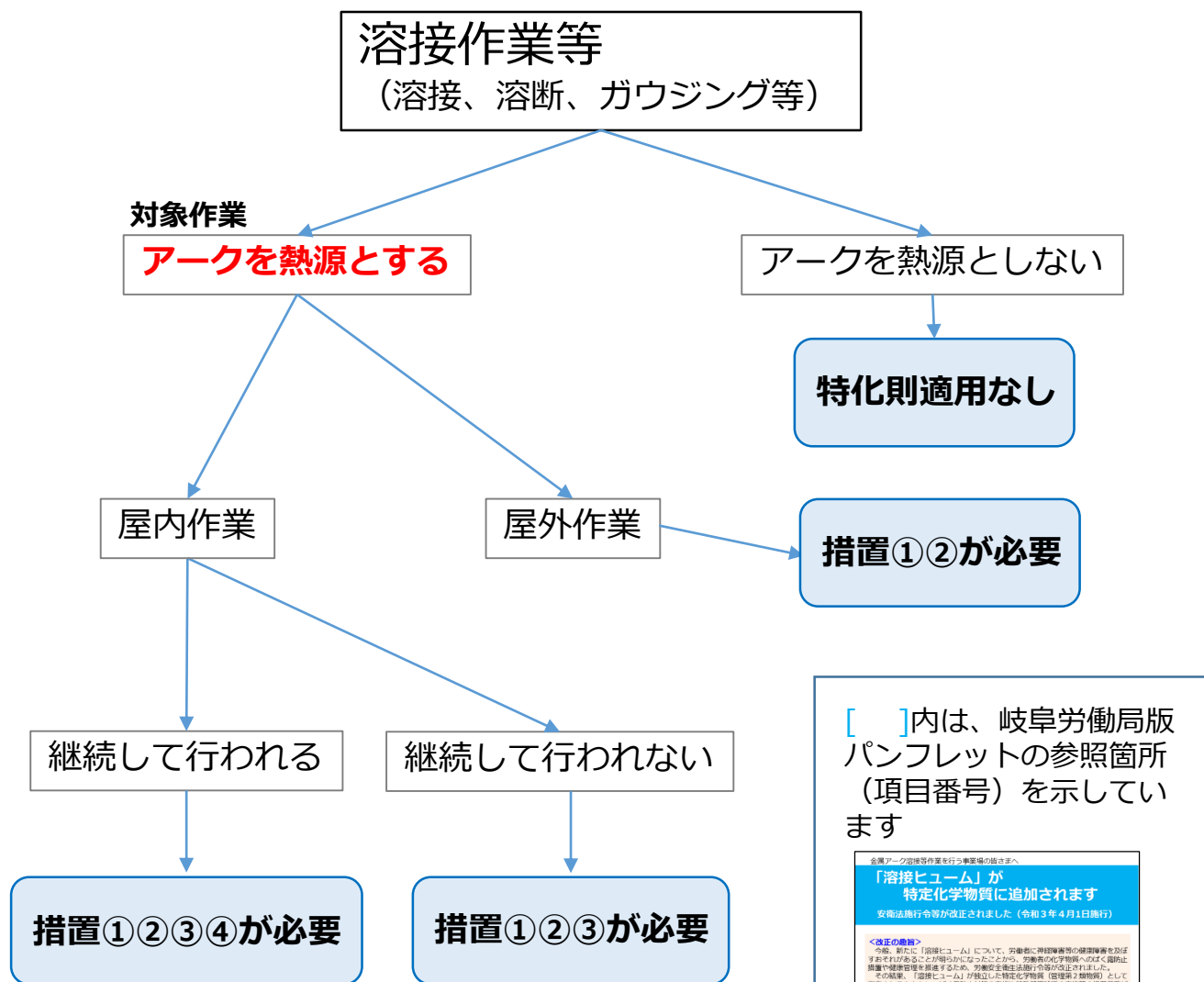


改正の全体像（溶接ヒューム関係）



[]内は、岐阜労働局版パンフレットの参照箇所（項目番号）を示しています

金属アーク溶接等作業を行う事業場の皆さまへ

「溶接ヒューム」が特定化学物質に追加されます

労働法施行令等が改正されました（令和3年4月1日施行）

<改正の趣旨>
 今回の改正は「溶接ヒューム」について、労働者に健康被害等のリスクを及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止対策や健康被害を軽減するため、労働安全衛生法施行令等に改正されました。その結果、「溶接ヒューム」が新しい特定化学物質（管理対象物質）として指定されるとともに、ばく露防止対策の実施や特殊健康診断の実施等の措置義務が新たに課せられることとなります。

<対象となる溶接ヒュームの範囲>
 「溶接ヒューム」及び「溶接ヒュームを含有する製剤その他のものであって、溶接ヒュームの含有量が重量の1パーセントを超るもの」（以下「これら」と表記する。「溶接ヒューム」という。）

今回の改正等の主なポイント

1. 特定化学物質作業主任者の選任が必要となります。
⇒ P.2 参照
2. 特定化学物質に係る特殊健康診断の実施が必要となります。
⇒ P.2 参照
3. 屋内において「金属アーク溶接等作業」を行う場合に、ばく露防止措置や作業場の濃度測定等の措置が必要となります。
⇒ P.3～8参照
4. その他
⇒ P.8参照

岐阜労働局・各労働基準監督署

- 【措置の内容】**
- ①既存の特化則の規定 [項目1、2、4]
 （作業主任者の選任、特殊健診の実施含む）
 - ②有効な呼吸用保護具の使用 [項目3の措置④(1)]
 - ③全体換気装置による換気等、床等の掃除 [項目3の措置①及び⑤]
 - ④溶接ヒュームの濃度測定、濃度測定結果に応じた各種措置（換気等、呼吸用保護具）、呼吸用保護具のフィットテスト、測定結果等の記録・保存 [項目3の措置②,③及び④(2)(3)]

金属アーク溶接等作業に係るチェックリスト

点検項目		実施状況	関係条文
【措置の内容】①②			
令和3年4月1日から			
a.	労働者の雇入れ時や作業内容の変更時に法令で定められた項目に係る安全衛生教育を行っている。	いる・いない	安衛則第35条
b.	溶接ヒュームが付着したウエスや紙くず等は、蓋のついた不浸透性の容器に納めている。	いる・いない	特化則第12条の2
c.	作業場の床は不浸透性の材料（コンクリート、鉄板等）で造られている。	いる・いない	特化則第21条
d.	作業が行われる作業場を関係者以外立入禁止とし、その旨の表示を行っている。	いる・いない	特化則第24条
e.	溶接ヒュームを運搬・貯蔵する際には、飛散のおそれがないように堅固な容器等を使用するとともに、一定の貯蔵場所を定めている。	いる・いない	特化則第25条
f.	金属アーク溶接等作業を常時労働者に行わせている場合、作業場以外の場所に休憩室を設けている。	いる・いない	特化則第37条
g.	洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けている。	いる・いない	特化則第38条
h.	作業場での喫煙又は飲食を禁止するとともに、その旨の表示を行っている。	いる・いない	特化則第38条の2
i.	常時作業に従事する労働者に対して、6か月以内ごとに1回、定期的に特定化学物質に係る特殊健康診断を実施している。	いる・いない	特化則第39条
j.	作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具（国家検定を受けた防じん用マスク）を使用させている。	いる・いない	特化則第38条の21
k.	同時に作業する労働者の人数と同数以上の有効な呼吸用保護具を備えるとともに、当該呼吸用保護具を常時有効かつ清潔に保持している。	いる・いない	特化則第43条 第45条
令和4年4月1日から			
l.	「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任している。	いる・いない	特化則第27条
【措置の内容】③			
令和3年4月1日から			
m.	全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置（局所排気装置、プッシュプル型換気装置の設置・使用等）を講じている。	いる・いない	特化則第38条の21
n.	屋内作業場の床等を水洗等粉じんの飛散しない方法によって毎日1回以上掃除している。	いる・いない	
【措置の内容】④			
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで			
o.	金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場について、個人ばく露測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定している。	いる・いない	特化則第38条の21
令和4年4月1日から			
p.	新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときには、あらかじめ個人ばく露測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定している。	いる・いない	特化則第38条の21
q.	溶接ヒュームの濃度測定（項目o,p）の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じている。	いる・いない	
r.	換気装置の風量の増加等の措置（項目q）を行った場合には、当該措置の効果を確認するために、空気中の溶接ヒュームの濃度を再度測定している。	いる・いない	
s.	「溶接ヒュームの濃度測定（項目o,p,r）の結果に基づいて算出した要求防護係数を上回る指定防護係数を有する呼吸用保護具」及び「『防じんマスクの選択、使用等について（平成17年2月7日付け基発第0207006号）』で定める性能を上回る呼吸用保護具」のうち、防護性能の高い方の呼吸用保護具を作業に従事する労働者に使用させている。	いる・いない	
t.	溶接ヒュームの濃度測定（項目o,p,r）について、実施の都度記録を作成し、これを3年間保存している。	いる・いない	
令和5年4月1日から			
u.	項目sで選定した呼吸用保護具（※）について、1年以内ごとに1回、定期的に着用状況に係る確認（フィットテスト）を実施している。 （※）ルーズフィット型の電動ファン付き呼吸用保護具を除く。	いる・いない	特化則第38条の21

措置内容の詳細については、関係条文やパンフレットを参照してください。